

育児休業支援手当金 請求書

- 添付書類は「添付書類確認表」を必ずご確認ください。
- 該当する口にはレ印を記入してください。また、※欄は記入しないでください。

※共済組合使用欄

配偶者の育休	☐ 有 ☐ 無
休業14日以上	☐ 組合員 ☐ 配偶者
支給時期	☐ 当月 ☐ 翌月

組合員等記号・番号(又は個人番号)		組 合 員 名	男 女	所 属 機 関 の 名 称
記号	番号			

育児休業に係る子

氏 名			
出 産 予 定 日	年	月	日
生 年 月 日	年	月	日

標準報酬月額 (____等級)	円
請 求 額	円
産後休業の取得有無 (女性のみ)	☐ 有 ☐ 無

育児休業の期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

育児休業支援手当金の請求期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

※対象期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

上記請求期間中の報酬の支給
有の場合、「報酬支給額証明書」
を添付してください。

☐ 有 ☐ 無

A、Bいずれかの該当する方へ記入してください。

A 配偶者が育児休業等を取得している場合

配偶者の育児休業期間						
年	月	日	～	年	月	日
配偶者 氏名			組合員等 記号・番号	(配偶者が組合員の場合のみ)		
育児休業の分割取得(予定)				☐ 有 ☐ 無		

B 配偶者が育児休業等を取得していない場合

配偶者の状態(該当する番号に○をしてください)

1 配偶者がいない

2 配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない

3 組合員が配偶者から暴力を受け別居中

4 配偶者が無業者

5 配偶者が自営業者などの雇用される労働者ではない

6 配偶者が産後休業中

7 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない理由

上記のとおり請求します。

岡山県市町村職員共済組合理事長 様

年 月 日

請求者氏名

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

年 月 日

職名

所属所長

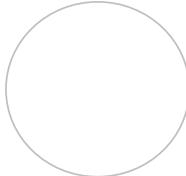
氏名

(2025.4)

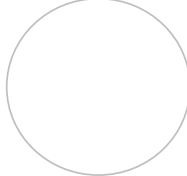
※共済組合使用欄

決 定 年 月 日	局 長	課 長	課長補佐	係 長	係

所属所受付印



共済組合受付印



●添付書類確認表●

【添付書類】

- ① 請求者の育児休業に関する所属機関の長の証明書(辞令の写し等)
- ② 報酬支給額証明書(支払われた報酬がない場合は不要)
- ③ 以下Ⅰ、Ⅱ-A、Ⅱ-Bのいずれかの場合に応じた書類

Ⅰ 組合員が父親、かつ、子が養子でない場合→下表の確認書類の添付は不要です。
・ 親子手帳(母子健康手帳)の出生届出済証明のページの写し 等

Ⅱ 組合員が母親、又は、子が養子の場合
A 配偶者が育児休業等を取得している場合
・ 配偶者が一定の期間内に14日以上の子の育児休業等をしている場合は、続柄の記載された世帯全員の住民票の写し等
・ 配偶者の育児休業取得状況等が確認できる書類
B 配偶者が育児休業等を取得していない場合
・ 子の出生日の翌日における配偶者の状態に応じた下表の確認書類

(注)「番号」は、育児休業支援手当金請求書中「配偶者の状態」に記載している番号です。

子の出生日の翌日における配偶者の状態	番号	確認書類
配偶者がいない	1	①戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人のもの)及び続柄の記載された世帯全員の住民票の写し又は、 ②組合員がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類(遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の受給を証明できる書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可)
配偶者が行方不明(配偶者が労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限る)	1	①続柄の記載された世帯全員の住民票の写し等 及び ②配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、又は、罹災証明書
配偶者が組合員の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍謄(抄)本(抄本の場合は組合員本人及び対象の子のもの。住民票において、組合員の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)の写しでも可)
配偶者から暴力を受け別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書のいずれか
配偶者が無業者	4	①続柄の記載された世帯全員の住民票の写し等 及び ②配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることの確認のため) ※課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※配偶者が雇用保険の基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて受給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が就労しているが雇用される労働者ではない(自営業者・フリーランス等)	5	①続柄の記載された世帯全員の住民票の写し等 及び ②配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、(a)又は(b)の書類が必要です。 (a)給与収入金額が雇用される労働者としてのものであれば、事業主発行の退職証明書の写し、離職票の写し、雇用保険資格喪失確認通知書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類 (b)給与収入金額が労働者性のない役員の役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写しや、身分証の写しなど)
配偶者が産後休業中	6	親子手帳(母子健康手帳)の出生届出済証明のページの写し等
上記以外の理由で配偶者が育児休業等を行うことができない	7	①続柄の記載された世帯全員の住民票の写し等 及び ②配偶者が育児休業等を行うことができないことの申告書及び申告書に記載された必要書類

(2025.4)